

## 論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	KWON Haejin (くおん へじん)
○学位の種類	博士 (経済学)
○授与番号	甲 第 1150 号
○授与年月日	2017 年 3 月 31 日
○学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項 学位規則第 4 条第 1 項
○学位論文の題名	<b>QOL の観点に基づいた障害者雇用促進制度・政策評価指標・尺度の開発に関する研究 —日本と韓国を中心に—</b> (A Study on the Development of Employment System Assessment Indicator and Tool for Persons with Disabilities from the Perspective of QOL: Focusing on Japan and Korea)
○審査委員	(主査) 佐藤 卓利 (立命館大学経済学部教授) 高野 剛 (立命館大学経済学部准教授) 峰島 厚 (立命館大学産業社会学部教授)

### <論文の内容の要旨>

#### 本論文の要旨

本論文は、「Quality of Life」の観点に基づいた障害者雇用促進制度・政策評価指標・尺度の開発に関する研究という明確なテーマを設定し、障害者雇用率等の「量的側面」のみならず、雇用における差別禁止等の「質的側面」、さらに、当事者の「Quality of Life (以下、QOL)」の向上の観点から、評価の指標および尺度の開発を行うことを課題とした。

その課題の遂行は、日本と韓国の障害者雇用の現状と課題を明確にし、障害者雇用促進制度・政策評価指標・尺度の開発を「測定対象を論理的に吟味して質問項目を集め、そして項目の執筆後に、質問項目を統計的に分析し整理する」という方法によって行われた。

評価の指標と尺度である「QOL の観点に基づいた障害者雇用促進制度・政策の評価指標」(QOL-EPAI) および「評価尺度」(QOL-EPAT) の開発に当たって、WHO、OECD、ILO の関連する指標と尺度を吟味した。そのうえで開発された QOL-EPAI を用いて、日韓両国の障害者雇用促進に関わる法律・制度・政策を理論的に分析している。また開発された QOL-EPAT の信頼性・妥当性の検証のために、日韓の専門家それぞれ 150 人を対象にアンケートを実施し、有効であるとの結果を得た。

## 本論文の構成

序章 本研究の問題関心

第1章 日本と韓国における障害者雇用の現状と課題

第2章 QOLの観点に基づいた障害者雇用促進制度・政策評価指標・尺度の開発

第3章 日本と韓国の障害者雇用促進法制のQOL-EPAIを用いた評価分析

第4章 日本と韓国の障害者雇用促進制度・政策のQOL-EPATを用いた専門家評価の分析

終章

### <論文審査の結果の要旨>

本論文は、QOLの観点に基づいた障害者雇用促進の制度・政策の評価指標や尺度を開発し、その信頼性・妥当性の検証を行ったうえで、QOLの観点に基づいた制度・政策の評価が可能であり、さらに各国の法律・制度・政策の特徴の把握やその国際的な比較・分析にも応用可能であることを示した点で、論旨・主張には一貫性があると評価できる。

本論文では、日韓両国における障害者雇用促進制度・政策に関する量的・質的研究について、その主要な先行研究を踏まえ、さらに両国の障害者雇用促進法制の変遷についても跡付け記述している。

本論文で遂行した「QOLの観点に基づいた障害者雇用促進制度・政策の評価指標」(QOL-EPAI)および「評価尺度」(QOL-EPAT)の開発は、申請者のオリジナルな研究であり、また従来障害者雇用政策研究にはない新しい研究手法を提起し実践したという意味で、独創性があると高く評価できる。

本論文では、制度・政策の構造が比較的類似した日本と韓国のみを対象としたため、国際比較の指標として一般化できるか否かの検討は、今後の課題である。また日韓両国の制度・政策をその社会経済構造の特徴や歴史の発展のなかに位置付け、その固有性を評価することも今後の課題といえる。とはいえ本論文が、従来研究にはない独自の分析手法を開発し、QOLの観点に基づいた制度・政策の評価指標と尺度を提起したことは、学問的意義があるといえる。

以上により本審査委員会は、公聴会での口頭試問結果を踏まえ、本論文は博士学位を授与するに相応しいものであると判断した。

### <試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の公聴会は、2017年1月12日(木)13時30分から15時まで、アクロスウイング第3研究会室で行われた。本審査委員会は、申請者が本学大学院経済学研究科博士課程後期課程に在学中に行なった学会発表、査読付き雑誌への論文掲載などの研究活動、また公聴会の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

したがって、本学学位規定第18条第1項に基づいて、博士(経済学 立命館大学)の学位を授与することが適当であると判断する。